

一般事業主行動計画

『ノー残業デーの導入』

1.計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日

2.目的

「ノー残業デー」を契機に、もう一度、仕事の進め方、働き方を原点から見直し、メリハリをつけた仕事の進め方や、仕事と余暇の調和（ワークアンドライフバランス）について振り返りと今後の検討を促すことを目的としています。

また、コミュニケーションを密にし、できる限り効率的に仕事を進めるきっかけと
するため実施しております。

3.目的を達成するための対策

所定外労働時間管理を、主に部門ごとの部長を中心とした管理を行い、毎週 1 回
『ノー残業デー』の周知を行います。

『フレックスタイム制度の実施』

1.計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日

2.目的

勤務時間を有効活用し、長時間勤務の緩和に努めるためです。

3.目的を達成するための対策

フレックスタイム制度の概要を周知し、フレックスタイム制度利用を希望する場合は、
事前申出書を所属長へ提出することとします。

平成 27 年 4 月 1 日
総務部